

「鳥取県高校生等奨学給付金」 新入生に対する一部早期給付についてのお知らせ

新入生に対する一部早期給付（4～6月分相当額）を希望される世帯は、世帯区分に応じた書類を期限までに提出してください。

なお、全額給付を受ける場合は、7月に2回目（7～3月分相当額）の申請が必要になります。

希望者はチラシ及び要項等を保護者とともによく確認した上で申請してください。

※「鳥取県高校生等奨学給付金」一部早期給付のチラシは一年次生全員に配布します。

1 対象世帯

- （1）低所得者世帯（所得割非課税世帯等）
- （2）家計が急変した世帯

2 申込手順

- （1）事務室で募集要項を受け取るか、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室のホームページから要項を印刷する。
- （2）申込みに必要な書類を準備する。
- （3）提出期限 **6月17日（火）**までに**事務室**に申請書類を提出する。

3 注意事項など

- （1）**提出期限を厳守**してください。
- （2）保護者とよく相談し、申込み忘れがないようにしてください。

申請書類提出期限 **6月17日（火）** 事務室まで
受付時間：午前8時20分から午後4時50分まで（土日を除く）